

○総務省告示第三百一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

後 取 後

後 取 前

第2 周波数割当表
[1～7 略]

第2 周波数割当表
[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz～10000MHz

第2表 27.5MHz～10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
2545～2575 J 94	移動 (航空移動を除く。) J 148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセス システムとする。
2575～2595 J 94	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 一般業務用	広帯域移動無線アクセス システムとする。
2595～2655 J 94	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセス システムとする。
[略]	[略]	[略]	[略]

[同 左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]
2545～2655 J 94	移動 (航空移動を除く。) J 148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセス システムとし、割当ては別表10 ～4による。
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]

第3表 10GHz～275GHz

第3表 10GHz～275GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
27.5～28.2 J 250 J 2	固定衛星 (地球から宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用	
51	49 移動	電気通信業務用 一般業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10～3による。
	固定 J 252	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
28.2～28.3 J 251	49 固定衛星 (地球から宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用	
	移動	電気通信業務用 公共業務用	

[同 左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]
27.5～28.5 J 250 J 2	固定衛星 (地球から宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用	
51	32 J 249 移動	電気通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携 帯無線通信用とし、割当ては 別表10～3による。
	固定 J 252	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]

	固定	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
28.3-28.5 J 251	固定衛星 (地球から 宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	32 J 249 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]

国内周波数分配の脚注

[J 1～J 295 略]

[別表 1～別表10-3 略]

[削る]

[別表11-1～別表11-3 略]

国際周波数分配の脚注

[注 略]

備考 表中「」の記号は注記をあらわす。

[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

国内周波数分配の脚注

[J 1～J 295 同左]

[別表 1～別表10-3 同左]

別表 10-4 広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数表

2545MHzを超え2575MHz以下
2575MHzを超え2595MHz以下*
2595MHzを超え2645MHz以下

* この周波数の使用は、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局に限る。

[別表11-1～別表11-3 同左]

国際周波数分配の脚注

[注 同左]